

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成30年4月20日第9回中種子町農業委員会総会を防災センター1階
・第一会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

永浜三津子・梶原誠・浦元隆一・杉浦重喜
上妻廣美・花野進・日高隆克
石堂季男・鮫島安平・中崎和行・東道洋・濱脇嘉則

3. 欠席委員

鳥居幸洋

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名
日程 第2 会期の決定の件
日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について
日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について
日程 第5 議案第3号 非農地証明について
日程 第6 議案第4号 買受適格証明願いについて
日程 第7 承認第1号 農用地利用集積計画について

5. 議事

(事務局長)ただいまから、第9回中種子町農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会 長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、9番委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告をいたします。出席委員は13名中12名で、定足数に達しており、総会は成立をしております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願いいたします。

(議 長)座ったまま議事を進行させて頂きます。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、10番石堂委員、11番鮫島委員を指名します。

(議 長)日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

受人が経営拡張による所有権移転です。場所につきましては、〇〇〇集落と〇〇集落の境目で、国号58号線を南に向かいますと、〇〇〇〇があります。そこを右に折れますと、〇〇〇〇集落の〇〇〇〇に行きますが、〇〇〇〇から〇〇〇〇集落に向かって〇〇mの地点を、左に折れた70m先の田です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)先程、譲渡人の申請理由が「相手方の要望」とありましたが、「贈与」です。以上です。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の1番永浜委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番永浜です。議案第1号順位3について説明いたします。

去る4月11日、借人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積10,956㎡です。貸人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地3、〇〇〇〇さん。借人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地3、〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が経営開始による貸借です。貸借の内容については、無償による貸借期間3年の使用貸借権の設定です。場所については、〇〇〇〇〇線の旧道の途中を左に〇〇m程行った所の突き当りです。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位4について、担当調査委員の6番上妻委員の説明をお願いします。

(6番委員)はい、6番上妻です。議案第1号順位4について説明いたします。

去る4月10日、借人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積2,880㎡、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇〇、地目畑、面積3,742㎡です。この2筆は隣接してございます。貸人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。借人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相

手方の要望，借人が経営開始となっております。貸借の内容については，無償による貸借期間6年の使用貸借権の設定でございます。場所については，国道58号線を〇〇〇〇集落に入りまして，右の方，〇〇〇〇の方に向かって〇〇km程行ったところの右手の真下になります。そこに2筆が上と下にあります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議の程，宜しくお願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ございません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号順位1から順位4については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。従って，議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転2件，使用貸借権2件については，許可することに決定しました。

(議長)次に，日程第4，議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。本案について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい，事務局です。4頁をお開き下さい。議案第2号，農地法第5条申請の順位1について説明いたします。申請人，譲受人，〇〇〇〇さん，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地11。譲渡人，〇〇〇〇さん，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地1。申請農地，大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇〇番3，地目畑，地積471㎡です。転用目的といたしまして，一般住宅の建築となっております。申請理由は，現在借家住まいをしており，申請地を求め，自己の住宅を建築したいというものです。土地利用規制等については，都市計画区域内，農振農用地外の第2種農地（その他の農地）に該当と考えます。金融機関の残高証明書および融資証明書も提出されており，実現性はありと考えられます。棟数・面積等については，居宅・倉庫として計162.44㎡となっております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に，順位1について，担当調査委員の11番鮫島委員の説明をお願いします。

(11番委員)はい，11番鮫島です。議案第2号，農地法第5条申請の順位1の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては，先般4月11日午前9時00分より，濱脇会長，中崎委員，山口推進委員，事務局，申請人の〇〇〇〇さん立会いの下，現地調査を実施しました。場所については，役場前を〇〇〇〇の方に行きまして，〇〇〇〇に出ます。〇〇〇〇を〇〇〇〇の方に行きますと，〇〇〇〇から〇〇〇〇

線に入る大きな十文字があります。その十文字の手前約〇〇mの左側でございます。申請人は現在、〇〇〇〇集落に借家住まいをしております。申請地を購入し、自己の住宅を建築したいということであります。申請地の西側は道路、北側、東側は譲渡人所有の農地であり、南側についてはブロック塀を築くということです。排水計画においても、合併浄化槽を設置し、側溝へ放流するという被害防除計画書も添付されております。転用によって付近に被害を与える恐れはないと考えます。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われま。委員の皆さんのご審議の程を宜しく申し上げます。

(議 長) 現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局) ありません。

(議 長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員) ありません。

(議 長) 質疑なしと認めます。次に、順位2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、事務局です。5頁をお開き下さい。議案第2号、農地法第5条申請の順位2について説明いたします。申請人、譲受人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地10。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地。申請農地、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番7、地目畑、地積262㎡となっております。転用目的といたしまして、その他(駐車場)となっております。申請理由といたしまして、譲受人は子供が2人いますが、家族で帰省した際に駐車場がないので、譲受人の宅地に隣接する申請地を求め、駐車場として利用したいというものです。土地利用規制等は、都市計画区域内、農振農用地外の第2種農地(その他の農地)に該当と考えます。棟数・面積、駐車場として262㎡です。駐車場としての土地利用計画および利用図も添付されております。金融機関の残高証明書も提出されており、実現性はありと思われま。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議 長) 次に、順位2について、担当調査委員の14番濱脇が説明いたします。議案第2号、農地法第5条申請の順位2の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては、先般4月11日午前9時30分より、東委員、平山推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さんの奥さんである〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、県道〇〇〇〇線の〇〇〇〇集落内にある〇〇〇〇の北隣です。申請人は、〇〇〇〇集落に居住しております。住宅が〇〇沿いにあり、子供が家族で帰省した際に駐車場がないので、申請人の宅地に隣接する申請地を購入し、駐車場として利用したいということであります。周囲は道路および宅地であり、周囲に被害を与える恐れはないと考えま。資金計画についても、金融機関からの残高証明

書を添付してあります。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われます。委員の皆様のご審議を宜しく願ひします。

(議 長)現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行ひます。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号順位1から順位2については、許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。

(議 長)次に日程第5、議案第3号「非農地証明について」を議題とします。本案について、事務局の説明を願ひします。

(事務局)はい、事務局です。6頁をお開き下さい。議案第3号、非農地証明の順位1について説明いたします。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番6、地目畑、地積361㎡。大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番2、地目畑、地積129㎡。合計490㎡となっております。申請人、〇〇〇〇さん、住所 鹿児島市〇〇〇〇〇〇〇番地7。申請理由といたしまして、土地登記簿の地目は畑でありますが、平成5年から耕地として利用せす、現況は山林となっております。委員の皆様のご審議を願ひいたします。

(議 長)次に、順位1について、担当調査委員の8番日高委員の説明を願ひします。

(8番委員)はい、8番日高です。議案第3号、非農地証明の順位1について説明いたします。この案件につきましては、先般4月11日午前10時00分より、濱脇会長、東委員、平山推進委員、事務局、申請人の委任者、行政書士の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所は、〇〇〇〇集落から〇〇〇〇に下りますと、新しい〇〇〇〇が〇〇〇〇になっております。その〇〇〇〇を西方向に進みますと、〇〇〇〇に出ます。その十文字の上下になりますが、〇〇〇〇番2が、〇〇〇〇手前の〇〇〇〇さん宅の入口の角になります。新しい〇〇〇〇から向かいまして左角に〇〇〇〇番6があります。申請理由は、登記地目は畑でありますが平成5年から耕地として利用せす、現況は山林となっているため、この申請となりました。耕作をしなくなつてから15年以上経っていることから、非農地が妥当と判断をしました。委員の皆様のご審議の程を宜しく願ひします。以上です。

(議 長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行ひます。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地証明について」は、許可することに決定しました。

(議長)日程第6、議案第4号「買受適格証明願いについて」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の7頁をお開きください。議案第4号「買受適格証明願いについて」説明いたします。競売事件名、平成29年(又)第29号。土地の所有・所在地につきましては、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番28、登記簿・現況地目ともに畑、面積5,718㎡、所有者は〇〇〇〇さんです。続きまして大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番46、登記簿・現況地目ともに畑、面積4,861㎡、所有者は〇〇〇〇さんとなっております。この件につきましては、申請人、〇〇〇〇さんからの買受適格証明願いが申請されております。委員の皆様のご審議を宜しくお願いいたします。

(議長)事務局長をお願いします。

(事務局長)私の方から若干補足説明をさせていただきます。買受適格証明につきましては、債務があつての競売物件となった畑については農地法が適応されるので、畑の競売へ参加したいという方は、農業委員会からの、畑を取得できますよという証明がないと競売に参加できません。今回の買受適格証明は、農地法第3条で農地を取得するのに適正であるかどうかを判断し、それに基づいて証明を出すことによって、農地の競売に参加ができるというものです。農地法第3条の資格と同じように考えていただければよろしいかと思えます。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。6番委員。

(6番委員)はい、6番上妻です。買受適格証明願いですが、〇〇〇〇さんから出ておりますが、他から申請がない場合は落札価格が安くなりますか。

(事務局長)はい、下限価格はあると思いますが、競らない分安くなることもあるかとは思いますが。実際はよくわかりません。

(会長)1番委員。

(1番委員)はい、1番永浜です。〇〇〇〇さんの職業は農業となっておりますが、農業をしていますか。

(事務局長)〇〇〇〇さんにつきましては、昨年度や何年か前に農地法第3条の申請が出てきており、農業委員会としては、相当だろうということで、過去に許可をしております。

(議長)6番委員。

(6番委員)はい、関連してですが、私も過去の調査で現地に行き本人に確認したところ、「自分で作ります」ということでした。そして、許可とな

りました。

(議長)議事を進めます。他に質疑・意見はありませんか。1番委員。

(1番委員)はい、前は農業をしますからということで3条申請の許可が下りておりますが、今まで農業をしていますか。年齢も80歳です。許可ができますかといった場合は、どうなりますか。

(事務局長)〇〇さんが証明願いを出すときに、私の方でも確認をいたしました。適格証明についても農地法第3条申請と一緒に、農地を耕作を目的として取得する意思がなければ、適格証明は出せませんということで確認したところ、「耕作します」ということでございましたので、受付をしております。

(議長)他に、質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第4号については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第4号「買受適格証明願い」については許可することに決定します。

(議長)次に日程第7、承認第1号「農用地利用集積計画について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。総会資料の8頁をお開き下さい。承認第1号「農用地利用集積計画について」説明をいたします。平成30年4月27日を公告日とする利用権設定、貸借権6件、筆数16筆、面積36,244㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、9頁から19頁に添付をしております。なお利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画について」の件は、承認することに決定しました。

(議長)これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成30年第9回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者